

2013年7月1日

## 2013（平成25）年第12期役員選出に関する具体的手続（記録）

役員選出の手続等については、会則に従い、下記の1から8の手順（「第11期役員選出に関する具体的手続」に準拠）により行われた。

1. 2012（平成24）年9月22日現在の確定した会員名簿上の会員総数に基づき、選出される理事（20名）を各地区部会に比例配分する（西部部会役員会において確認済み）。
2. 2013（平成25）年3月、郵送により投票を行い、4月中に理事候補者（20名）を選出する。
3. 同年5月末日までに理事候補者により追加理事候補者（10名）の選出を行う。
4. 選出された理事全員により、同年6月末までに会長候補者の推薦投票を郵送により行う。
5. 会長候補者を決定する。
6. 会長候補者は会則第9条に従い、副会長、常任理事、幹事、監事の各候補者を選出する。
7. 選出された会長以下の役員については、会員総会で承認を受ける。
8. 以上の1～7の手続きについては、西部部会役員会と本部事務局が中心になって行う。

以上